

第三回審査会 部分採択 FAQ

| ご質問 | | ご回答 |
|-----|----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 制度 | 一部事業者が辞退したため、地域としては予算が余っているため、他事業者に振り分けることは可能か | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域単位ではなく、“全事業者一律で65%（面的DX化計画を除く）”となるように調整いただく必要があるため、不可になります。 |
| | R6年度事業について、2024/1/31の締め切りまでに受諾判断がつかない場合、延長することは可能か | <ul style="list-style-type: none"> ■ 後続対応として2024/2/29までの様式改訂および申請システムの修正を行っていただく必要がありますので、2024/1/31までのご対応をお願いします。 |
| | 2024/2/29の締め切りまでに各種様式の更新及びシステム修正が困難な場合、延長することはできるか | <ul style="list-style-type: none"> ■ 調整できかねますので、2/29までに各種対応が完了するよう推進いただければと思います。なお、資料修正・システム操作などでお困りの場合は、お悩みポイントをご教示いただけますと、回答させていただきます。 |
| | 補助上限額の制限に伴い、工事内容を一部見直してもよいか | <ul style="list-style-type: none"> ■ 原則、計画申請時の計画実施が望ましいですが、やむを得ない事情により工事内容の見直しを行う場合は、単なる修繕ではなく高付加価値化に資する取組となるようご留意をお願いします。 |
| | 部分採択条件の受諾後に、R5年度からR6年度へ補助要求額の配分を実施することは可能か | <ul style="list-style-type: none"> ■ 不可となります。 |
| その他 | 承諾書を提出しないもしくは、期限内に各種様式改訂・申請システムの修正が完了しない場合、どうなるか | <ul style="list-style-type: none"> ■ 辞退の扱いとなります。 |
| | 伴走は事業者との調整に対し、支援していただけるか | <ul style="list-style-type: none"> ■ 地域内での調整は申請者が主体的に推進いただく方針であり、事務局は承諾書や様式改訂に係る照会・相談などの支援を実施させていただきます。なお、地域内の調整でお困りの場合は、ご相談いただければ可能な範囲でご助言などの対応を実施させていただきます。 |